

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、営業課長として、主に工場関係の営業、現場監督等の業務に従事していたが、会議に出席後、着席したまま頭痛を訴えたため、〇病院に救急搬送され、「左脳出血」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病が業務上の事由により発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

会社での仕事のストレス、疲労が蓄積されたため、会議中に異常をきたし仕事に復帰出来なくなった。長期出張や数年にわたり上司や下請け業者との間にはさまり、現場作業では天候に左右され、かなりのストレス、疲労が蓄積された。会社の健康管理にも問題があり、監督署長の決定は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（以下「認定基準」という。）に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

- (1) 請求人が罹患した疾病は、「脳内出血後遺症」であり、認定基準の対象疾病に該当する。
- (2) 発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。
- (3) 発症前おおむね1週間及び発症前おおむね6か月の業務の過重性について、日常業務に比較して特に過重な業務があったとは認められない。管理職のため、勤務時間管理がされておらず、深夜残業等の労働時間の詳細は不明であるため、手帳による時間で集計した結果、1か月平均は64時間38分であり、その間の深夜労働は6日間のみであり、出張回数は同種労働者を上回っていない。
- (4) 請求人には、本態性高血圧症、冠動脈硬化症の既往歴が認められる。
- (5) 初診医療機関の医師意見書によれば、請求人の疾病が負傷に起因するものとは考え難い、と意見している。

以上から、業務による明らかな過重負荷を受けたとは判断できず、認定基準に該当しないため、業務による疾病とは認められない。

4 審査官の判断

(1) 認定基準に基づいた評価

ア 請求人が罹患した疾病は、「脳内出血」であり、認定基準の対象疾病に該当する。

イ 発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

ウ 発症前おおむね1週間及び発症前おおむね6か月の業務の過重性について、日常業務に比較して特に過重な業務があったとは認められない。（発症前1か月間の時間外労働時間数は32時間、6か月間の月平均時間外労働時間数は最高で64時間38分。）

エ 請求人は発症前4か月間に67日間の出張作業が認められるが、通常業務であり、出張回数は同僚労働者と比較しても特に上回っていない。

オ 健康状態は高血圧症と肥満が指摘されており、地方労災医員は、「高血圧症の持続により、就労時間中に偶然に脳内の小動脈が破裂し、脳内出血に及んだものと判断する。傷病発生と業務の因果関係は否定される。」と意見を述べている。

(2) 結論

以上から、請求人に発症した本件疾病は、業務との相当因果関係を認めることは困難であり、本件疾病を業務上の事由によるものと認めることは出来ない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。